

中小業者要求実現を迫り、拡大運動に全力をあげよう

春の運動スタート

浦和
民商
ニ
ュ
ー
ス

確定申告は、班会で2月中に終わらせましょう。

国税通則法改正により平成26年度分から300万円以下の白色申告の方にも記帳義務が課せられます。民商の『自主計算の手引き2015』を学習し、しっかり備えましょう。

1月の理事会で、春の運動について話し合われたこと

- ①申告の準備は1月から！全ての支部で全会員さん対象の班会を今月から開催します。支部ニュースをご覧ください。
- ②1月の班会で2月の予定も立てて、2月中に確定申告を完成させよう。
- ③仲間増やしの拡大運動では、3月末までに、商工新聞読者120人・会員48人増やす目標を立てました。
- ④そのために必要な宣伝や民商のことがよく分かる資料づくりなどに必要な資金を募金します。

(下記、運動資金納入のお願い)

- ⑤仲間増やしには、一人ひとりの会員さんからの紹介がどうしても必要です。「確定申告どうしてる?」「経営のこと、資金繰りのことなんでも相談できるよ」など、知り合い業者に声をかけて民商を紹介してください。

発行
浦和民主商工会
www.minsyoo.jp
さいたま市浦和区本太
5-38-3
電話：886-5200
FAX：886-5454
メール：Urawa@minsyoo.jp

春の運動資金納入のお願い

2月・3月の会費に、2,000円が加わります

会員の皆さん、お仕事ご苦労さまです。なんとしても自らの営業とくらしを守り、消費税増税を阻止するため、市内業者や市民に消費税・税金のあり方の宣伝や商工新聞・仲間を増やす大運動を今こそ進めなければなりません。

長引く不況の中、家計も大変厳しいと思いますが、宣伝チラシ、宣伝カーの運行、ラジオコマーシャル、確定申告の手引きや申告書作成のための様々な資料、申告書作成会の会場費、班会の案内等、多くの資金が必要です。

この春の運動を成功させるため、例年通り、2月、3月の会費に加え、それぞれ、2,000円の運動資金をお願いします。

なお、特別の事情で減額を希望する方、納入が困難な方は、役員・事務局集金の係りの方まで遠慮なくお申し出下さい。なお、できる方は1口でも多くの募金をお願いします。

浦和民主商工会 会長 香田政則
会計 佐藤信一



全国の仲間に関会に行こう！

中小業者決起集会

1月29日(木)午後1時日比谷公会堂
午前10時京浜東北線南浦和駅東京方面先頭集合
2,000円の活動費あります。
詳細は事務所までお願いします。

2015婦人部新年会

2月1日(日)正午 浦和民商事務所2階
会費；2,000円 参加できる方は事務所まで。